

# 第1章 計画の基本となる事項

## 第1節 計画の策定について

### 1 国際的な動向と国の動向

#### 【持続可能な開発（SDGs）】

1992年（平成4年）6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、環境と開発に関する国連会議（地球サミット）において、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動計画である「アジェンダ21<sup>\*1</sup>」が採択されました。この中で、持続可能な社会の実現には、地方公共団体が重要な役割を有し、市民、民間企業などと対話を行い、「ローカルアジェンダ21」に取り組むべきとされました。

その後、2000年（平成12年）の「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）」の採択、2012年（平成24年）の国連持続可能な開発会議「リオ+20」を経て、2015年（平成27年）9月に、国連サミットで「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）までを期限とする17のゴールや、環境・経済・社会の三側面統合の概念などが示されました。

国は、2016年（平成28年）SDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」を策定し、具体的な取組を加速させるため、「SDGsアクションプラン」を毎年策定しています。SDGsアクションプラン2023では、「人への投資」やグリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする新しい資本主義のもと、民間の力を活用した社会課題解決を図るとともに、一極集中から多極化した社会をつくり、地域を活性化させることが重要であるとされています。

#### 【参考】SDGsにおける位置付け

本計画は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基礎をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさも守ろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に位置付けられ、この12の目標達成に向けて取組を進めていきます。

#### 【関連する目標】



<sup>\*1</sup> アジェンダ 21…「持続可能な開発」を実現するため、全世界が 21 世紀に向けて、実行すべき行動計画を具体的に示したものの。アジェンダとは、英語で「協議事項」の意。

### 【気候変動に関する動向】

1992年（平成4年）に、日本は大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。

2005年（平成17年）2月には、先進国に対し、拘束力のある削減目標を明確に規定した「京都議定書」が発行されました。具体的には、日本では2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の5年間で、温室効果ガスを1990年（平成2年）より6%削減することが明記されました。

2015年（平成27年）12月には、新たな国際枠組みとして「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2°Cよりも十分低く保ち、1.5°Cに抑えるよう努力する」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる」などが世界的な目標として定められています。

これらを受け、国は、2020年（令和2年）10月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすことを宣言しました。また、2021年（令和3年）6月に成立した「改正地球温暖化対策推進法」で、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進することとしています。

また、従来の化石燃料中心の産業構造ではなく、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへと変革を図る「GX（グリーントランスフォーメーション）」が注目されています。国では、GXを実行するために必要な施策を検討するため、2022年（令和4年）7月にGX実行会議を設置しました。2023年（令和5年）2月に「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」を閣議決定するなど、脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長の同時実現に向けた取組が推進されています。

### 【循環型社会に関する動向】

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じ、付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）<sup>※2</sup>」という考え方が注目されています。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、アフターコロナにおける新たな競争力となる可能性を秘めており、様々なビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

### 【生物多様性に関する動向】

新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」が掲げられました。

本戦略では、30by30<sup>※3</sup>の達成などの取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復させることや、自然資本を守り、生かすための社会経済活動の推進が求められています。

### 【国における環境基本計画の動向】

国は、環境政策の枠組みを構築するため、1993年（平成5年）11月に「環境基本法」を施行しました。この環境基本法の制定によって、初めて国全体の環境保全に関する施策の基本的方向を示す「第一次環境基本計画」を策定しました。

また、2018年（平成30年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を活かした強みを発揮する「地域循環共生圏」の創造などをめざし、環境・経済・社会の統合的向上などに取り組むこととしました。

※2 循環経済（サーキュラーエコノミー）…従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などをめざすもの。

※3 30by30…2030年（令和12年）までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年（令和12年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

## 2 福山市における取組の推進

本市では、環境を守り育てるまちとして、1992年（平成4年）12月に「環境にやさしい都市宣言」を表明し、1995年（平成7年）3月には、地球環境問題の解決に向け、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための行動指針「地球を守るわたしたちの行動～福山市地球環境保全行動計画～」を策定しました。

2007年（平成19年）12月には、環境の保全と創造について基本理念などを定めた「福山市環境基本条例」を制定しました。これに基づき、2009年（平成21年）3月には、本市で最初の「福山市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました（2014年〔平成26年〕3月改定）。

また、2011年（平成23年）3月には、温室効果ガス排出抑制施策を総合的かつ計画的に行うため、「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2019年（平成31年）3月には、第一次計画の計画期間終了を受け、「第二次福山市環境基本計画」を策定しました。環境の保全及び創造に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

2023年（令和5年）2月には、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすことを表明しました。

5月には、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進し、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市である

「SDGs未来都市」として国（内閣府）から選定され、“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現”をめざしています。

## 3 第二次福山市環境基本計画（第2期計画）の策定主旨

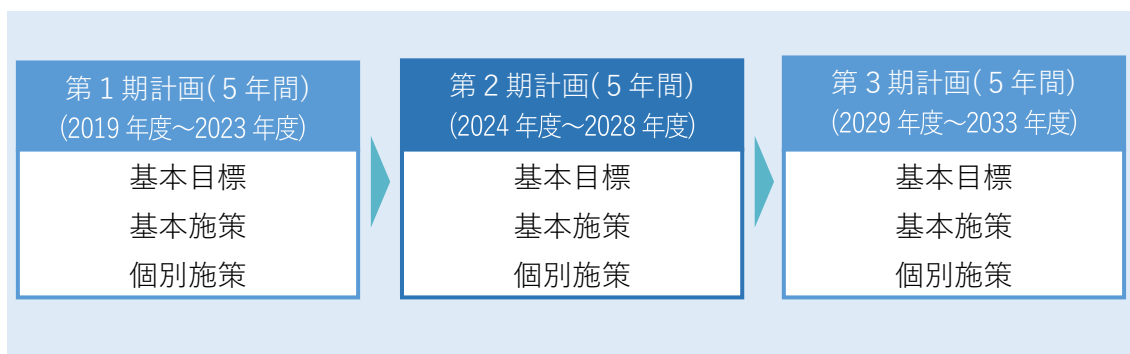
第二次福山市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、2019年度（平成31年度）から2033年度（令和15年度）を計画期間として策定しています。本計画は、策定から5年ごとに、環境課題や社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に対応するために見直しを行うこととしています。今回の改定では、SDGsやカーボンニュートラルなどの最新の動向を踏まえ、今後に取り組むべき施策を「第2期計画」として決めました。



### 第3節 計画の期間

本計画（第2期計画）の計画期間は、環境の状況や社会情勢の変化、「福山みらい創造ビジョン」の改定などに柔軟に対応するため、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）の5年間とします。

なお、本計画（第2期計画）のうち、基本目標1については、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を早期に着手するため、2022年度（令和4年度）に改定を行い、2023年度（令和5年度）からの6年間で実施します。



#### 〔第2期計画の期間〕

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本目標1	改定	計画期間（6年間）							中期目標
基本目標2～5	改定	計画期間（5年間）							

## 第4節 計画の対象範囲

### 1 対象地域

本計画は、福山市全域を対象とします。

### 2 環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

分野	対象
地球環境	気候変動，エネルギー，フロン など
資源循環	廃棄物，リサイクル など
生活環境・快適環境	大気，水質，騒音・振動，化学物質，緑地 など
自然環境	森林，農地，河川，海，動植物 など
環境行動	環境学習・環境教育，環境啓発 など

### 3 対象主体

本計画の対象主体は、市民，事業者，行政とします。